

タカタ株式会社関連相談窓口の設置について

情報公開日 2017年6月26日

タカタ株式会社の民事再生法の申立により影響を受ける中小企業者・小規模事業者からの相談に対応するため、八日市商工会議所に相談窓口を設置しましたので、お知らせいたします。(設置日:平成29年6月26日(月))

なお、以下の通り、資金繰りに関する公的支援についてご案内いたします。

■セーフティネット保証1号

タカタ株式会社と一定の直接取引関係を有する中小企業・小規模事業者を対象として、一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証1号が発動されました。

詳細:[セーフティネット保証1号の概要](#)(PDF形式:248KB)

■滋賀県制度融資「セーフティネット資金(しんらい)」

滋賀県制度融資「セーフティネット資金(しんらい)」は、セーフティネット保証1号に該当するものを対象に含む融資制度です。

詳細:[セーフティネット資金\(しんらい\)の概要](#)

■政府系金融機関による対応

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、タカタ株式会社の民事再生法の適用申請により影響を受け、売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者に対してセーフティネット貸付を実施します。

また、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会は、既往債務の返済猶予等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、中小企業・小規模事業者の実情に応じて柔軟に対応します。

(参考) [本件に関する中小企業庁からのお知らせ](#)

お問い合わせ先: 八日市商工会議所 TEL :0748-22-0186